

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 広瀬 めぐみ 君

問1(対政府参考人) 本法案第3条第1項では、「特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項」を書面又は電磁的方法で明示しなくてはならないとされているが、この「給付の内容」はどの程度まで具体化しなくてはならないのか。また、本法案第3条第1項では、「これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるもの」については明示を要しないとされているが、この「正当な理由」の内容は何か。

1. 本法案第3条は、

- ・ 業務委託契約の内容を明確にさせて後々のトラブルを未然に防止し、
- ・ また、取引上のトラブルが生じたとしても業務委託契約の内容についての証拠として活用し得ることとするため、

発注事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合に、取引条件の内容等を明示する義務を定めるものである。

2. 取引条件の明示義務における「給付の内容」としては、特定受託事業者の給付の品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要があるところ、その明示に当たっては、作成・提供すべき成果物の内容・仕様を特定受託事業者が正確に把握することができる程度に、具体的に明示する必要がある。



3. また、本法案第3条第1項の「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る発注をした時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことをいう。
4. 例えば、ソフトウェア開発に関する業務委託において、業務委託をした時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、特定受託事業者に対して正確な業務内容を決定できない場合などには、「特定受託事業者の給付の内容」を定められないことにつき正当な理由があると考えられる。
5. ただし、このような場合であっても、定められない事項について、特定受託事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を明示しなければならない。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）令和5年4月5日 衆・内閣委員会議事録  
(速記録抜粋：正当な理由と責めに帰すべき事由)

○浅野委員・・・そこで、お伺いしたいのは、どのような事由が正当な理由あるいは責めに帰すべき事由に該当するのか、具体的な例示とともに御答弁をいただきたいと思います。

○品川政府参考人・・・本法案におきまして、取引条件の明示義務でありますとか禁止行為を定めておりますところ、これらの規定と同様の規定は現行の下請代金法にもございまして、本法案の運用に関しましては、下請代金法と同様の解釈を取ることが適当だというふうに考えているところでございます。具体的には、第三条でございますけれども、その内容を定められないことにつき正当な理由があるという規定があるわけでございますけれども、これに関しましては、取引の性質上、業務委託に係る発注をした時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことをいうと考えてございます。例えば、ソフトウェア開発委託におきまして、委託をした時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、特定受託事業者に対して正確な委託内容を決定できない場合などが、特定受託事業者の給付の内容を定められないことにつき正当な理由がある場合であるというふうに考えてございます。ただ、このような場合であっても、定められていない事項について、特定受託事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならないということでございまして、その内容が確定した後は直ちに当該事項を明示しなければならないというふうにいたしております。

## （参考2）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

## （参考2）下請代金支払遅延等防止法

### （書面の交付等）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 広瀬 めぐみ 君

問2 (対政府参考人). フリーランスとして扱われて  
いるのに自由がない場合があり、これを「偽装フリ  
ーランス」というが、業務委託契約か労働契約かを  
分ける基準は何か。

1. 本法案において、特定受託事業者は、業務委託の相手方である事業者であって、
  - ・ 個人であって、従業員を使用しない者、又は、
  - ・ 法人であって、一人の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しない者のいずれかに該当するものと定義している。
2. また、「業務委託」に該当するかどうかは、物品や情報成果物の仕様、役務の内容を指定して、一定の業務を依頼しているか否かについて、実態に即して判断することとしており、本法案が成立した場合には、特定受託事業者に当たる具体例等をお示しし、周知を図っていく。
3. 他方、労働基準法においては、労働者について、「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」と定義している。
4. そして、「労働者」に該当するかどうかは、
  - ・ 事業に「使用される者」であるか否か
  - ・ その対償として「賃金」が支払われるか否かについて、形式的な契約の形にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断しており、令和3年3月に策定した、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」(※)において、こうした判断基準をお示しし、周知を図ってきたところ。

(※) ガイドラインにおいて、以下のような労働基準法等の労働者性の判断基準の枠組みを示している。

○労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか

○報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

5. このため、形式的な契約上は本法案の特定受託事業者であっても、実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、本法案は適用されないところであり、引き続き、労働基準監督署において的確な判断が行われるよう、厚生労働省において適切に対応してまいりたい。

6. また、契約当事者間で法律の適用についての認識に齟齬が生じることや、実態は労働者であるのに労働基準関係法令の適用が受けられないといったことがないよう、特定受託事業者と労働者の定義、判断基準等について、関係省庁と連携し、わかりやすく周知し、適切な法の適用が徹底されるよう取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 本法案と労働関係法令の適用関係

### 労働組合法上の労働者

- ▶ 労働組合の結成・団体交渉・団体行動の保障 等

### 労働基準法上の労働者

- ▶ 労働時間・賃金に関する規制 等

### 本法案における 特定受託事業者



○ 業務委託の相手方である事業者であって、個人事業者（従業員なし）又は一人社長（法人）に  
当たるケース（例：記事の作成依頼を受けたWebライター、企業から委託を受けた講師・インストラクターなど）

● 労働組合法上の労働者にも当たるケース  
（「業務組織への組み入れ」「契約内容の一方的・定型的決定」等の実態を勘案して総合的に判断）

## （参考2）関係法令

### ○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

#### 第一章 総則

##### （定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

### ○労働基準法（昭和22年法律第49号）

##### （定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

### (参考3) 労働基準法の労働者性の判断基準

- 労働基準法(昭和22年法律第49号) (抄)  
(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

## 1 使用従属性に関する判断基準

### (1) 指揮監督下の労働

イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

ロ 業務遂行上の指揮監督の有無

ハ 拘束性の有無

ニ 代替性の有無

### (2) 報酬の労務対償性

## 2 労働者性の判断を補強する要素

### (1) 事業者性の有無

イ 機械、器具の負担関係

ロ 報酬の額

### (2) 専属性の程度 等

※「労働者性」の判断に当たっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のいかんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある場合があるので、その具体的判断基準を明確にしなければならない。

(労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和60年))

# フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン

事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働く環境を整備。

## 第1 フリーランスの定義

- 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。
- 独占禁止法は、取引上の地位がフリーランスに屬する場合でも適用されることがから、事業者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に第3事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

## 1 フリーランスとの取引に係る量的的地位の監用規制についての基本的な考え方

○ 働き方の取引上の地位がフリーランスに屬する場合に限らず、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

## 2. 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

○ 働き方の濫用による行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法の規則の対象となる場合で発注事業者が書面をフリーランスに交付すれば違反となる。

## 3. 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

○ 働き方の濫用につながる行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

(1) 働き方の独占	(2) 働き方の範囲	(3) 善くして、報酬の一方的な決定
(4) やり直しの要請	(5) 一方的な収取取消し	(6) 依頼の成績物に係る権利の一方的な取扱い
(7) 依頼の成績物の返却料	(8) 依頼の成績物の返品	(9) 不必要な過渡な依頼の繰り返し、利用制限
(10) 不当な報酬上の利益の譲り受け	(11) 合意した重要な範囲を超えた、報酬の範囲等の一方的な改正	(12) その他取引条件の一方的な変更・変更

## 1. 仲介事業者とフリーランスとの取引について

○ 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者から良質廉価な役務等を受けることによる利益。

○ 一方で、今後フリーランスと仲介事業者の取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

## 2. 規約の変更による取引条件の一方的な変更

○ 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることなどによるべき問題となる。

## 第4 仲介事業者が遵守すべき事項

## 第5 労働関係法

## 第6 独禁法・下請法

1. フリーランスに労働関係法が適用される場合
○ フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法の適用に当たっては、契約の形式や名稱に基づいて、個々の働き方の実態に基づいて、労働者かどうかが判断。

2. 3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方
(1) 「使用従属性」に該する判断基準 ①指揮監督下の労働であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか） ②報酬の労務対價性があること（報酬が指揮監督下における労働の対価として支払われているか）

2. 4 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方
(1) 基本的判断要素 ①事業組合への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし極端な労働力として組織内に確保されているか） ②契約内容の一方的・定型的決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的に決定しているか） ③報酬の労務対価性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか） (2) 补充的判断要素 ④業務の依頼に応じてべき関係（相手方が他の個々の業務の依頼に対し、基本的に応じずべき関係にあるか） ⑤広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行つているか） (3) 消極的判断要素 この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある

2. 5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準
（1）被雇用者も選択 （2）報酬の範囲 （3）善くして、報酬の一方的な決定 （4）依頼の成績物に係る権利の一方的な取扱い （5）一方的な収取取消し （6）依頼の成績物に係る権利の一方的な決定 （7）依頼の成績物の返却料 （8）依頼の成績物の返品 （9）不必要な過渡な依頼の繰り返し、利用制限 （10）不当な報酬上の利益の譲り受け （11）合意した重要な範囲を超えた、報酬の範囲等の一方的な改正 （12）その他取引条件の一方的な変更・変更

(対大臣)

4月27日 参・内閣委 広瀬 めぐみ 君

問3(対大臣) フリーランスのうち労働者に近い働き方をする方について、EUでは一定の要件を満たせば雇用契約と推定して保護する動きがあると聞くが、日本ではどのように対応するのか。

1. フリーランスのうち労働者に近い働き方をする方について、例えば、EUでは、デジタル労働プラットフォーム(注1)を通じて働く者の契約関係について、一定の要件を満たせば、雇用契約と推定する規定を盛り込んだ指令案が提案されていると承知している。

(注1) デジタル労働プラットフォーム：ウェブサイトや携帯アプリなどのデジタル手段によって、注文者からの依頼に基づき、あらかじめ、多数の個人との間でプラットフォームを通じて働く契約を締結した上で、注文者からの依頼に基づき、多数の契約者に対して、具体的な業務内容や条件を示すことで、業務の委託等をするサービスを提供する法人等(意訳)

2. この指令案については、雇用契約を機械的に推定することの是非(注2)やその要件の内容において、各国間で立場の隔たりがあり、いまだ成立に至っていないものと承知しております、我が国としては、引き続き、その動向を注視していく必要があると考えている。

(注2) 例えば、スウェーデンは、自由な経済活動を重視する立場から雇用関係の機械的な推定に対しては反対であるが、スペインやベルギー等は機械的推定によりプラットフォームを通じて働く者をより保護する方針に賛同している。ドイツは態度を保留している。(2023年3月時点)

3. 他方、現在、我が国でフリーランスが直面しているトラブルについては、
- ・報酬の支払遅延や取引上の不当な行為など、事業者間取引において見られるものが多く、
  - ・ハラスメントなどのトラブルについても、取引上の力関係に由来しているものと考えることができる
- ことから、取引の適正化等を図る法制として、本法案を立案し、速やかに対応策を講じることとしたものである。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

# (参考) プラットフォーム労働における労働条件改善に関する指令案 (広瀬議員事務所提出資料)



**背景①：EUにおけるプラットフォーム労働の急拡大**  
✓域内のプラットフォーム経済による収益は約200億€(2020年)  
✓EUで**500以上**のプラットフォームが存在  
✓プラットフォームで働く者は**2,800万人**(推計)  
2025年には**4,300万人**となる見込み  
**背景②：従事者の雇用地位の実態**  
✓他方で**550万人**(約2割)は労働者の可能性  
✓雇用上の地位をめぐり、加盟国で多数の訴訟が発生



□ アルゴリズム管理(※)の公平性・透明性・説明責任の確保  
□ プラットフォーム労働の透明性・トレーサビリティの確保、法執行の改善  
※ 電子的手段等の自動化されたシステムを使用して、労働の遂行の監視や、労働成果の質の評価等の管理を行う仕組み

## 1. 基準による雇用関係の法的推定

- ▶ プラットフォーム労働について、以下の判断基準を設定。このうち少なくとも2つを満たす場合、雇用関係があることが法的に推定。
  - ① 報酬水準又はその上限を実質的に決定
  - ② 電子的手段等により、労働の遂行を監視、成果の質を評価
  - ③ 労働時間や業務受託の判断等の従事者の裁量を制限
  - ④ 服装、接客等に関して拘束力ある規則の遵守を義務付け
  - ⑤ 顧客獲得や、他の事業者のための労働を実質的に制限

▶ 当該労働者は、雇用上の地位・社会保護の権利が保障される。

- 【例】 ①最低賃金、②労働時間規制、有給休暇、③安全衛生措置、④失業給付、傷病手当、⑤産休・育休、⑥年金、⑦労災補償

▶ 法的推定に異議がある場合、举証責任はプラットフォーム側に課される。

## 2. アルゴリズム管理の人間による監視等

- ▶ アルゴリズム管理による監視・評価・決定内容の事前説明・提供
- ▶ アルゴリズム管理を監視する人員の配置
- ▶ アルゴリズム管理による決定に対する異議申立てが可能

## 3. プラットフォーム透明性の改善による法執行の確保

- ▶ (雇用関係にある場合)、プラットフォームは雇用主として加盟国当局へ就労届等を申告、労働者数、契約上・雇用上の地位、契約条件等の必要な情報を提供するよう義務付け(原則6か月ごと)



指令案の状況：現在、欧州議会及びEU理事会において審議中。指令案では、施行は官報掲載日翌日から20日目とされており、加盟国は施行後2年以内に同指令を実施するための国内法令を整備することとされている。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 広瀬 めぐみ 君

問4(対政府参考人) 13条で妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮とあるが、その具体的な内容について言及がない。「配慮」の具体的な内容はどのように示していくのか。

1. 育児・介護等と業務の両立について、本法案に基づく発注事業者の配慮の内容としては、例えば、

- ① 妊婦の母性保護や健康管理のため、妊娠健診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする
- ② 育児・介護等を行う時間の確保のため、育児・介護等と両立可能な就業日・時間とする  
といったことが考えられる(注1)。

(注1) こうした配慮は、フリーランスからの申出を契機として行われるものとしており、発注事業者が全てのフリーランスの育児・介護等の事由を予め把握して配慮することまで求めるものではない。

2. こうした配慮の具体的な内容については、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら、厚生労働大臣の定める指針等において明示することとしている。

3. 指針等について丁寧な周知を図ることで、個々のフリーランスの希望や業務の内容、発注事業者の状況に応じ、当事者間で柔軟な配慮が講じられるよう取り組んでいきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## （参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮）

- 第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。
- 2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

（指針）

- 第十五条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するため必要な指針を公表するものとする。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 広瀬 めぐみ 君

問5 (対政府参考人) 16条では委託事業者が受託事業者に対して、30日前までに契約解除の予告をしなくてはならないと明示している。同時に同条但書で「災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない」と定められている。この「厚生労働省令で定める場合」はどのような場合か。

1. 本法案では、第16条において、発注事業者に対し、継続的業務委託に係る契約を解除等する場合の事前予告を義務付けているが、発注事業者が契約を解除等する事由は様々であることから、事前に予告をすることが困難な場合等において、予告を不要とする例外事由を、厚生労働省令で定めることとしている。
2. 具体的な内容については、
  - ① 天災等により、業務委託の実施が困難になったため契約を解除する場合
  - ② 特定業務委託事業者の上流の発注事業者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより、特定受託事業者との契約を解除せざるを得ない場合
  - ③ 契約を解除することについて特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合等が想定される。
3. 予告を不要とする例外事由の具体的な内容は、今後、取引の実態もよく把握しながら引き続き検討していくたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(解除等の予告)

第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除  
(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。)  
をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に  
対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前まで  
に、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得な  
い事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定め  
る場合は、この限りでない。

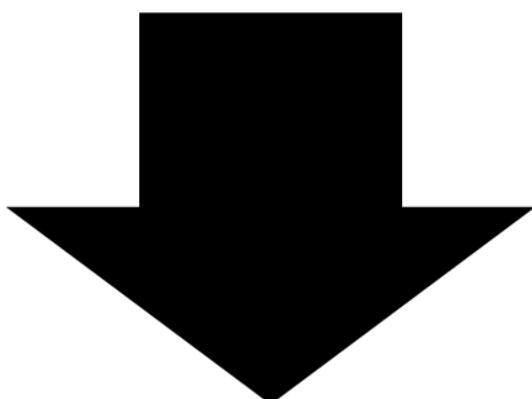
2 (略)

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 広瀬 めぐみ 君

問6(対政府参考人) プラットフォームを通じて業務委託する場合、会員登録(基本契約)を行った後に個別の業務受注(個別契約)を行うのが一般的であるが、本法案第3条などで規定される取引条件の明示義務の履行は、この基本契約で判断されるのか、それとも個別契約なのか。

1. 本法案は、「業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」を「特定受託事業者」と定義し、この法案において保護対象となるフリーランスの範囲を明確化した上で、取引条件の明示等の取引の適正化等を図るものである。
2. 本法案において「業務委託」とは、「事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること」などと定義されており、「業務委託をした場合」といえるためには、発注事業者と特定受託事業者との間に、提供すべき役務などの具体的な内容や仕様などの指定を伴う個別具体的な業務委託に係る契約関係が存在することが前提となると考えている。



3. そのため、会員登録（などの基本契約）の時点において、受注事業者が行うこととなる業務について、役務を提供すべき時期、報酬など、具体的な内容が定まっていなければ、基本的には、その後の個別の業務委託契約を行った時点が、「業務委託をした場合」に該当するとして、本法案第3条の取引条件の明示義務等が課されるものと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

#### 第二条 1～2 (略)

- 3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
  - 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。
- 4～7 (略)

### (特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

#### 第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合

は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に對し明示しなければならない。

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。